

1. 父子家庭施策のあり方に関する研究 (3)

— ホームフレンド事業の実施状況と今後の父子家庭施策 —

児童家庭福祉研究部	高橋重宏・山本真実
調査研究企画部	庄司順一
梅花女子大学	坂本 健
東海大学	滝口桂子
明治学院大学	松原康雄
厚生省児童家庭局家庭福祉課	井田千昭・大平 薫・新保幸男

要約

本研究は、今後の父子家庭施策のあり方を検討することを目的としている。今年の研究の最終年として、平成8年度事業として開始されたホームフレンド事業の実施状況と、介護人派遣事業を中心とする父子家庭施策について、父子家庭に対する実態調査によって検討を行った。ホームフレンド事業については滋賀県と兵庫県の2箇所のみにとどまったが、検討中や実施の必要ありと考える自治体は多く、今後の円滑な事業実施に向けた課題が把握できた。また、実態調査からは現在実施中の父子家庭施策に対する要望の他、実施方法や対象等に対する見直し点について示唆が得られた。

これら二つの調査から、父子家庭施策は子ども家庭施策の一貫として、総合的な地域子育て支援を目指した中での制度的充実が求められていると言える。

見出し語：父子家庭、ホームフレンド事業、地域子育て支援

Research on the Future Policy Direction for Lone Father Families : The Present Conditions and Problems of "Home Friend Services "

Shigehiro Takahashi, Mami Yamamoto, Jyunichi Shoji, Takeshi Sakamoto, Keiko Takiguchi,
Yasuo Matsubara, Chiaki Ida, Kaoru Ohhira, Yukio Shinbo

Abstract: This research project aims to examine the future policy direction for lone father families. In this year, the last of a three year project, we undertook a survey of the conditions of "Home Friend Services" which were provided as a new services in this fiscal year.

In addition to this, we carried out a questionnaire survey on lone father families in order to get a clearer picture of and to examine further the lone father family policy.

Through the survey, Shiga and Hyogo prefectures reported problems with the present "Home Friend Services" operation. Only Shiga and Hyogo prefectures were able to start this new service this year, although many local governments understand the necessity and are already planning to set up such services.

As a result of the second survey, dissatisfaction with the current social services provided by state and local governments came to light.

There is a possibility that future policy and operation of services for lone father families will be reconstructed and become a part of general social support services for families with children. In other words, closer association with other social services for families with children is desired.

Key Words: lone father families, home friend services,
social support services for families with children

Ⅰ. はじめに

本研究は父子家庭施策の在り方を検討することを目的として、平成6年度から着手した調査研究事業の最終報告である。

初年度は全国で実施されている父子家庭施策の実態を把握するため、302か所の自治体（人口8万人以上の市、東京23区、人口上位10位までの町）について、施策の実施状況に関する調査を行った。2年目は、自治体による取り組みの割合が高い介護人派遣事業について、父子家庭の利用実績が伸びない理由を解明し、よりよい施策の実施に向けた検討を行うことを目的として利用者サイドの意見を調査した。

詳細についてはそれぞれ、本紀要の第31集、第32集を参照いただきたいが、過去2年間の検討から把握できた課題は以下の4点としてまとめられよう。①父子家庭施策は、同じひとり親家庭である母子に比べて格段に施策が少ないこと、②全国的にみると介護人派遣と医療費助成の二事業の実施率が高いが父子家庭の利用は多くないこと、③介護人派遣事業の利用を活性化させるためには派遣事由、派遣期間、派遣時間、利用料など利用条件の個別的な見直しが必要であること、④市区町村間でも父子家庭施策への取り組みに差が見られること、等である。

以上のような過去2年間の研究結果に基づき、残された課題として認識されていた①平成8年度から開始されたホームフレンド事業の実施状況からの評価、②父子家庭施策に対する利用者サイドの意向の定量的把握の二つを中心に考察を加えた。それと共に、今年度は研究の最終年度であるため、今後の父子家庭施策の方向性について検討を試みる。今年度の研究手法については次項以下でふれることとする。

Ⅱ. 今年度の研究目的と方法について

今年度は二つの調査を実施した。第一は平成8年度事業として開始された父子家庭施策であるホームフレンド事業の実施状況を把握するために、実施主体である都道府県、指定都市、中核市の主管課に対して調査票を郵送したものである。第二は父子家庭に対して父子家庭施策のみならず生活全般の問題や意見を把握し、父子家庭施策の実施内容・体制に関する課題を明らかにすることを目的に、郵送法による実態調査を実施した。以上の二つの調査に加えて、広島父子会、広島市社会福祉協議会の協力を得て父子家庭の子どもたちから日常生活についてのインタビューを実施した。従来、子ども家庭福祉施策に関する検討では直接の受け手である子どもたち自身の声を聞くということがなかったため、今回、実態調査を補完するものとして試験的に実施したものである。

以上の方法により、ホームフレンド事業をはじめとす

る現行の父子家庭施策についての状況を明らかにし、今後の子ども家庭福祉行政の中で、父子家庭施策はどのような位置付けで行われるのが望ましいか、またその方法について検討した。

Ⅲ. ホームフレンド事業

ホームフレンド事業とは、父子家庭などに対しホームフレンド（子どもが気軽に相談できる大学生など）を派遣し、離婚などによる葛藤の緩和や地域での孤立化を防ぎ、子どもの悩みを聞くことにより、心の支えとなり、自立心を養うことを目的としたもので、平成8年度からの新規事業として施策化されたものである。これまでの各種調査をみても、父子家庭からの要望として、父親と子どもをつなぐ橋渡し役としての役割を担う大学生などの派遣を求める声が多数寄せられていたこと、児童相談所で取り組まれている不登校の子どもに対するメンタルフレンドの派遣が大きな成果をあげていることなどから、ホームフレンド事業に対する期待は大きい。実施初年度にあたる平成8年度は関西地区の滋賀県と兵庫県で開始された。事業の効果については、ホームフレンド事業がスタートしたばかりであることから、現段階で評価することはできない。そこでこの2県へのヒアリングをとおして、実施に当たっての課題を検討することとし、これによってホームフレンド事業の拡大の一助としたい。

1. ホームフレンド事業の実施状況

ホームフレンド事業は、都道府県、指定都市、中核市が実施主体である。そこでまず平成8年度のホームフレンド事業の実施状況について調査した。調査は実施主体となる都道府県、指定都市、中核市の主管課（71か所）を対象とし、ホームフレンド事業の実施予定とそれに対する意見を求めた。平成8年10月に郵送法にて実施、回収は63自治体（回収率88.7%）であった。

まず実施の状況であるが、実施中または平成8年度中に実施予定の自治体は2か所（滋賀県・兵庫県）のみで、一部の検討中を除き、84%に当たる53の自治体では「（平成8年度の）予定なし」という回答であった。

ホームフレンド事業についての意見では、「派遣者の確保の困難さ」を指摘する自治体が11か所、また従前から言われている「父子家庭のニーズ把握が困難」とする回答が12自治体から寄せられた。その他の回答としては、介護人派遣事業の利用も少ないことから、ホームフレンド事業を実施したところでどの程度の利用が見込まれるか疑問視する意見や、父子家庭のニーズを総合的に把握する中から、施策の優先度を判断する必要があるとする意見など、さらに、まずは他の自治体の取り組み状況と効果を検討してからとする意見が多数見られた。

2. ホームフレンド事業の実際

ホームフレンド事業の全国的な状況については前述した通り、初年度である平成8年度は2県の実施であり、両県ともに事業が開始されたばかりである。それ故にようやく実際の派遣がスタートした段階であり、現段階で事業の効果などについて述べるのは適切ではない。そこで両県へのヒアリングから得られた資料をもとに、ホームフレンド事業の課題を整理したい。

(1) 滋賀県・兵庫県 ホームフレンド事業の概要

平成8年度からホームフレンド事業に着手した滋賀県・兵庫県の実施状況をみておきたい。

表1は、両県のホームフレンド事業実施要綱の主な項目を整理したものである。両県の大きな違いは、実施主

表1 ホームフレンド事業実施要綱

		滋 賀 県	兵 庫 県
実 施 主 体		滋賀県	兵庫県 兵庫県婦人共励会 に委託
対 象 者		父子家庭等の児童 ・対象児童一小学校、中学校並びに高等学校に在学する者	父子家庭等の児童 ・対象児童一小学生以上義務教育終了までの者
ホ ー ム フ レ ン ド に つ い て	業 務	・話し相手、相談相手、遊び相手 ・学習指導 ・簡単な家事指導 ・その他必要な指導援助	・話し相手 ・学習や家事に関する生活習慣の指導など
	派 遣 期 間	1年間（必要に応じて延長可）	3か月以内（延長可）
	派 遣 回 数	月2回程度	週1回程度
	派 遣 時 間	半日単位（1回4時間以内）	1回4時間以内

体が滋賀県は県の直営方式であるのに対し、兵庫県は財団法人である兵庫県婦人共励会に委託することとしている。また子どもの年齢についても、滋賀県は高等学校在学までとしているのに対し、兵庫県は義務教育終了までである。ホームフレンドの派遣についても、派遣期間と派遣回数において若干の相違が見られる。こうした違いは、両県のおかれている地域状況の違いと、今一つはホームフレンドを短期間集中して派遣するか、長期間定期的に派遣するかの違いであり、これはホームフレンドへの期待と役割についての考え方の相違によるものと考えられる。このような違いに留意しながら、実際の派遣状況と事業の課題について検討を行うこととする。

(2) ホームフレンドの派遣事例

滋賀県では平成8年12月から、2世帯への派遣ではじまった（この他に派遣申請中の家庭が数世帯あり）。事例1は小学校6年生の女兒宅、事例2は13歳と11歳になる姉妹の家庭である。両家庭とも女の子ということから、大学2年生の女性のホームフレンドが担当している。主な活動内容は、前者では女兒がケーキづくりを好むということから、ホームフレンドとのケーキづくり、後者では子どもがピアノを弾くことを楽しみにしているところから、ホームフレンドとのピアノレッスンなどが中心となっており、これに学習面の援助や話し相手といった活動が加わる。子どもが難しくなる年頃の女の子ということもあって父親はとても喜んでおり、子どもの側から、ホームフレンドとは「お姉さん」という関係で何でも話せる、と好評とのことである。

兵庫県においても2家庭に対し派遣されている。そのうち1家庭は、6歳の男児宅ということで、主として話し相手、遊び相手としての役割を担っているということである。

(3) ホームフレンド事業の課題

スタートしたばかりのホームフレンド事業であるが、滋賀県の事例から伺える通り、十分に今後のプログラム展開を期待できる実践が展開されているといつて良いだろう。本項では、ホームフレンド事業の拡大に向けて、現段階での課題について整理しておきたい。

まず第一に、ホームフレンド実施状況調査の中においても示されているように、派遣者となるホームフレンドの確保についてである。教育・福祉関係の大学等が多数設置されている地域では比較的確保しやすいと思われるが、全国的な状況を見ると、必ずしもそうとは限らない。また他の自治体に隣接している地域では、隣接都道府県等に登録のホームフレンドの派遣をうける方が便利な場合が少なくない。今後ホームフレンドが全国的に拡大された場合には、自治体間の垣根を取り払い、地域事情を考

慮したいいくつかのエリアごとに分散させて登録・派遣するシステムを構築することも考えられる。なおあわせてホームフレンドに対する交通費の支給額について、現行の1回あたりの上限1,000円という想定では、ホームフレンドの超過負担が大きくなり、適正な派遣に支障を来たしかねないという懸念があることを指摘しておきたい。

第二は、ホームフレンドと子どもとのマッチングについてである。滋賀県・兵庫県ともにこの点については十分な配慮がなされている。例えば、滋賀県の場合では、事前にホームフレンドと子ども双方の意向を把握した上で、一番ふさわしいと思われる組み合わせを考慮し、はじめての顔合わせのときには、派遣家庭の最寄りの福祉事務所において、県側の担当職員と家庭相談員が同席のもと、行政、ホームフレンド、子ども、親の四者が出席してとりおこなわれている。(父)親が出席しやすようと、通常日曜日に設定しているとのことである。

兵庫県においても、派遣当初は複数(2人)のホームフレンドが訪問、子どもとの相性などを見極めながら単数化をはかるなど、マッチングに関しては慎重な取り組みがなされている。しかしホームフレンドに対する派遣家庭側のニーズは様々であると推測されることから、行政側からの定期的なフォローアップを欠かすことはできない。ホームフレンドへの研修等の充実とホームフレンドの組織化、また問題が発生した場合の早期に対応する体制を確立し、スーパービジョンの制度化が重要である。

第三は、関係機関相互の連携の強化である。ホームフレンド事業の広報にはじまり、対象家庭の掘り起こし、ホームフレンドの確保から派遣に至る一連の流れにおいて、とりわけて実施主体となる自治体と市町村、委託先、福祉事務所、児童相談所、民生委員・児童委員、主任児童委員、そしてホームフレンドとの関係が重要となることは論をまたない。なお、ホームフレンドからの活動報告を受け、必要に応じて関係行政機関へ柔軟に照会・問い合わせできるシステムを形成することも肝要である。

上述した3点の他にも、ホームフレンドと子どもとの関係はどの程度までの深まりとするのが適切なのかという最も基本的な問題が残されている。この点については、ホームフレンドと子どもの双方が負担とならない程度を、必要に応じて児童相談所などと調整しながら進めていくのが最善ではないかと考える。

「父子家庭の生活に関する実態調査」の中で、子どもの相談相手がいなくてこまったことがある、との回答が50%に達している。こうした結果からも、ホームフレンドに対するニーズは高いものと推察される。スタートしたばかりのホームフレンド事業であるが、有効なひとり親家庭施策として位置づけられるとともに、将来的には子ども家庭支援施策として、すべての家庭に拡大される方向性を提起しておきたい。

IV. 父子家庭の実態調査

「父子家庭の生活に対する実態調査」と題して父子家庭を対象に質問紙による実態調査を実施した。調査実施の概要は以下のとおりである。

- ①調査時期：平成9年2月末～3月中旬
- ②調査対象：東京都、神奈川県、京都市、広島市居住の18歳未満の児童と同居の父子家庭を住民基本台帳をもとに無作為抽出
- ③調査数：400件
- ④回収数：109件(うち回答拒否18件、宛先不明4件)
- ⑤有効回収数：97件(有効回答率：24.3%)

本調査の目的は、父子家庭施策の方向性の検討に必要な父子家庭の意見・考えを直接把握することであり、そのために関東、関西の両地域の都市を選択した。

以下、「1.属性」、「2.日常生活について」、「3.支援施策について」の3項目について主要な結果の概要を述べる。

1. 属性

調査に回答した父子家庭の父親の平均年齢は41.9歳で、35歳から49歳までの層が66.9%と約2/3を占めている。父子家庭になったときは「3～4年前」との回答が26.8%と最も多く、次いで「6～7年前」の22.7%となっている。このことから、今回の調査対象は、父親が30歳代前半で父子家庭となった層が多いといえる。子どもの人数をみると、「1人」と「2人」がともに44.3%で併せて9割近くを占めている。一方、少数ではあるが、4人、5人以上の家庭も見られた。

家計の状況を世帯の一か月の収入(ボーナスを含めた1か月の平均税込収入、生活保護を含む)からみると、最も多いのは「25～35万未満」の30.9%で、次いで「55万以上」の21.6%、「15～25万未満」20.6%となっている。この結果から父子家庭は母子家庭に比べて経済的に問題が少ないと一般的に考えられているが、経済状況は比較的豊かな層とそうでない層の差があることがわかる。

父子家庭となった理由をみると、「死別」が27.8%、「離婚」が66.0%と半数以上が離婚によって父子家庭となっている。

父親の仕事の状況についてみると、現在「仕事についている」が92.8%で、ほとんどの父親が就労している。その形態については、「常勤雇用者」63.3%、「個人経営者・自営業主」28.9%となっており、就労している父親の状況はかなり安定している。勤務の状況(複数回答)は、「平日のみの勤務(月～金)」が95.6%となっている。父子家庭になってからの転職の有無は、35.6%が「転職した」と回答しており、その理由としては「収入(給料)が少なかったから」と「家事の時間がとれなかったから」が共に34.4%を占めた。一方、「子どもとの時間

を多くとるため」も 15.6%おり、父子家庭となったことを契機としての転職理由は「経済的理由」、「時間的理由」の二つに集約できる。父子家庭になったことによって仕事に影響があったかについては、「特に変わったことはなかった」が 27.8%で最も高くなっているが、「残業や出張がしにくくなった」や「仕事を休むことが多くなった」を合わせると 3 割以上となり、子育てに関わる時間的問題を抱える父親が多いことがわかる。

2. 日常生活について

次に日常の家事の分担についてみると、「自分」が 45.4%で最も多く、次いで「親族・親戚の人」の 44.3%であった。これは、調査対象者の中に（父親の）両親または母親と同居している世帯が含まれているため、「親族・親戚の人」が多数を占めた結果となったものと思われる。「年長の子ども」は 2.1%に過ぎず、子どもの多くは日常の家事に参加していない。

急な用事で家事や子どもの面倒が見られなくなった日数をみると、「10 日未満」が最も多い（59.8%）が、一方で「120 日以上」もいる。急に家事や子どもの面倒が見られなくなったときに手伝いを頼める人の有無についてみると、「いつもお願いする人がいる」が 40.2%、「決まってはいないがいる」23.7%となっており、約 7 割近くは何らかの手伝いを頼める人が身近にいることがわかる。子どもだけを残して外出することが「よくある」者で、手伝いを頼める人が「いない」割合は 7.7%で、「120 日以上」の回答は、9 件であったが、子どもだけを残して外出することが「よくある」、「たまにある」のに手伝いを頼める人が「いない」父親も 3 分の 1 いる。

次に父親自身の生活について、普段の生活の中で楽しみにしていることについて尋ねた（複数回答）。最も多かったのは「職場の友人とのつきあいや外出」の 97.9%で、次に多かった「職場以外の友人とのつきあい」の 50.5%を大きく引き離している。このことから、父親の日常生活における社会的関わりは職場を中心としたものになっている。次問の父子家庭になってからの父親の個人的な人間関係における変化についての回答と合わせてみると、「以前ほどつきあわなくなった」が 50.5%にのぼり、父親の社会的交流の範囲は極めて狭いものになっていることがわかる。「子どもとの外出や遊び」を楽しみにしていると回答したのは 9.3%にすぎず、子どもとの時間を過ごすこと自体が時間的に難しい生活であることがうかがわれる。

「困っている（いた）こと」について項目別に父子家庭になったばかりの頃と現在の生活と 2 時点について尋ねた。その結果をまとめたものが図 1 である。

父子家庭になったばかりの頃に「かなり困っていた」割合が高い項目は、「家事や身の回りのこと」の 32.0%、

次いで「仕事のこと」28.9%である。「時には困ることもある」も合わせると、「子どもの養育や教育」、「子どもの健康」といった子どもについての問題が高くなる。現在の生活においては、「家事や身の回りのこと」についても高いが、「自分の健康のこと」が 19.6%と一番高くなっている。しかし、父子家庭になったばかりの頃に比べると、「かなり困っている」割合が総体的に低くなっており、時間とともに生活のペースが出来ることによって慣れていく。二時点の変化を見ると、「かなり困っている」割合が最も減少している項目は、「家事や身の回りのこと」と「仕事のこと」で、共に 15 ポイント近く減っている。一方、反対に時間の経過と共に高くなった項目は「自分の健康のこと」で、他の項目が全体的に減少している中で唯一増加している。これは、父子家庭になった当初は、子どものことや日常生活の切り盛りに終始していたために自分のことにまで気を配る余裕がなかったが、生活が落ち着くとともに自分自身に目を向ける余裕が出てきたということであろう。

次に子どもの母親がいれば助かったと思われるときはどのような時かについては（複数回答）、「地域や学校の行事に参加のとき」が最も多く（67.0%）、次いで「子どもが病気になったとき」（62.9%）、「子どものことで相談相手がいない」（45.4%）と続いている。

親族以外の相談相手についてみると、「特に相談するところはない」が 38.1%で最も高く、親族（家族）以外の相談相手を持たないのが 4 割近くいる。次いで、「職場の友人や知人」の 37.1%、「学校・幼稚園の先生、保育園の保育士」24.7%と続いている。

また、父子家庭同士の交流会や集まりへの参加の意向をみると、「参加すると思う（参加している）」が 28.9%いる反面、「参加しないと思う」や「わからない」が合わせて 6 割を超えており、このような集まりに対しては消極的である。「参加しないと思う」層に対してどのような集まりであれば参加するかを尋ねたところ、「同年代の子どもを対象とした集まり」であれば 18.9%が参加の意向を持っている。しかし、「他の家族とはつきあいたくない」や「わからない」も多く、地域での交流等に対しては関心が低いといえよう。

日常生活の中において子どもと一緒にすることは何かについてみた結果をまとめたものが図 2 である。これによると、「毎日」している割合が高いのは「テレビを見たり音楽をきく」、「夕食をとる」、「朝食をとる」の 3 項目でいずれも 3 割超となっている。しかし、「朝食をとる」を「ほとんどしていない」と回答している者も 23.7%おり、週「1～2 回」の割合とあわせると 4 割以上があまり子どもと一緒に朝食をとっていない。全体的に週「1～2 回」ではあるがまんべんなく子どもと一緒に「する」父親と「ほとんどしない」父親とに分かれていると

言えよう。

子どもとの会話の中でよく話題となるもの（複数回答）を見ると、「学校での友人関係について」が70.1%で最も高く、次いで「芸能関係スポーツ等の話題」36.1%、「学校での授業や勉強の悩み」の29.9%と続いている。学校生活についての話題が中心となっている。

3. 行政による支援施策について

次に現在、行政によって実施されている父子家庭を対象とした事業やその他の行政サービスについての意見をたずねた。

父子家庭になった時に最初に相談した行政の窓口は、「その他」の30.9%で、次いで「福祉事務所」の26.8%となっており、行政の窓口以外に最初のコンタクトをとった者が多い。「市（区）役所」（13.4%）次に続いている。

さらに、行政窓口限定して「印象・感想」、「内容」、「満足度」をみた。「印象・感想」では全体として「ふつう」が32.1%で最も高くなっている。個別にみても特に偏った結果は見られず、ばらついており、窓口の種別よりも対応した個人の印象が強いものと思われる。「内容」では「子どもの養育や教育」が33.3%で最も多く、次の「経済的なこと」よりも20ポイント近く高くなっている。「満足度」を見ると、「やや不満」と「不満」の合計が4割を超えており、総体的に満足度は低いという結果を示している。

現在、行政サービスとして実施されている各児童福祉施設等地域の児童福祉関連機関による子育て相談についてたずねた結果の概要をまとめたものが表2である。子育て相談に関する周知を見ると、「知らない」との回答が最も多かったのは「保健所・保健センター」と「乳児院」で6割を占めている。しかし、その他の機関についても4～5割は「知らない」と回答しており、父子家庭にとって地域の児童福祉関連施設及び関連機関による子育て相談は遠いものであるといえよう。「児童相談所」や「家庭児童相談所」、「民生委員・児童委員」は「知っているが利用したことはない」が3割から4割を占めており、知ってはいるものの具体的に問題が起こっていないため必要ないなどの理由により利用していないようである。「利用したことがある」ものをみると、2割近くを占めて最も多かったのは「保育所」、次いで「児童館」となっている。次に今後の利用意向についてみると、「利用する」割合が高いのは、「社会福祉協議会」と「教育相談」の二つである。

父子家庭を対象として実施されている事業についての利用についてまとめたものが表3である。これは居住地によって実施済の事業とそうでないものの違いがあるため、全体でみると「知らなかった」の割合が高い。「知

っているが利用したことはない」のうち比較的高い事業は「介護人派遣事業」、「遺児手当等」、「医療費助成事業」である。

ホームフレンド事業についてのみ、居住している自治体において利用できるとした場合の利用の意向について、事業内容の説明を付して尋ねた。「必要ないと思うので利用しない」が21.6%である一方、「子どもにその気があれば是非利用してみたい」も23.7%を占め、「利用したいがよくわからない」の23.7%とあわせると、5割近くは利用に前向きな意向を持っていると言えるだろう。

国や自治体が実施している事業の案内や情報の入手経路（複数回答）は、「広報などのお知らせ」が96.9%で最も多く、次の「公的施設などの催しや掲示板」の10.3%を大幅に上回っており、父子家庭にとっての情報源は広報が中心となっている。

今後身近な場所での相談希望場所（複数回答）については、92.8%が「学校」と回答しており、次いで「保健所」が37.1%となっている。父子家庭の父親にとって子どもの学校が最も身近な地域社会との接点であるようである。

毎日の生活において困ったときに頼りになるのは、「自分のきょうだい、親等の身内」が59.8%で最も多く、一方「自治体の窓口」や「福祉事務所」などは合計しても1割程度で、インフォーマルなサポートを頼りにしていることがわかる。

最後に、父子家庭の施策について国や市町村に望むことについては、「経済的な支援」が24.7%、「事業案内等福祉制度の広報PR」が20.6%と2割を超えている。次いで「家事等日常生活への支援」（16.5%）が続いている。父子家庭は母子家庭に比べ、経済状態が比較的安定しているとの認識があり、また今回の調査においても経済的支援よりも日常生活の支援の方が重要であるとの自由意見等も見られたが、「主なものを一つ」ということになると、全体的には「経済的な支援」の割合が最も大きく浮上してくることに留意すべきである。回答者の収入の状況と本質問のクロスを見ると、「経済的支援」の割合が最も高いのは、「15～25万未満」の層となっており、「45～55万以上」となると「経済的支援」に対する要望は減少し、「家事等日常生活の支援」や「事業案内等福祉制度の広報・PR」が高くなっている。

4. 自由記述の意見

自由記述には、既成の質問からは見えない「生」の声が反映されており、その内容分析は、今後の施策を考える上でも一助となるであろう。

特に、件数として最も多かった意見は、母子家庭施策との内容の相違が著しい、または差別的であるという意見である。父子家庭よりも母子家庭の方が社会的に恵まれないという社会的な共通認識に対する怒りでもある。行

政の施策が母子家庭に対して厚く、父子家庭へはその付録として提供されるだけであるという意見が多かった。母子家庭に対しては適用されている児童扶養手当等も父子家庭に対しても適用すべきであるとの意見が代表的なものである。また、父子家庭の場合、日常生活で生じる小さな不便さや困難さ等をどのように解決していけば良いのかわからないという意見や、またそれをわざわざ「相談」という形で行政窓口等を尋ねることに対する抵抗が強いことがわかる。

介護人派遣等の父子家庭への事業については、昨年の研究結果でも指摘されているとおり、実施にあたっての条件の見直し等を図り、利用しやすくしてほしいとの意見や、勤務先と自宅、学校との距離・時間を埋めるようなサービス（携帯電話の貸与、電話料金の割引等）を民間企業との連携によって行う等の生活支援を望む声も聞かれた。

V. おわりに～今後の父子家庭施策の実施に向けて

以上、今年度の調査結果について述べてきたが、本研究の最終年度にあたることから今後の父子家庭施策の充実に向けて、子どもへのインタビューからの示唆も含めて考察する。

1. 地域における情報提供体制の確立

行政施策やサービスの実施についての周知については、居住している自治体によって実施事業の種類や数が異なるため、実態調査において「知らなかった」と回答した結果に対する解釈は留意を要する。しかし、居住している自治体で実施していなかったために知らなかったが、今回の調査に回答したことによって、多くの父子家庭向けのサービスがあることを知った、という意見が自由記述等を通して聞かれ、父子家庭施策の新規実施や利用を促進するためには、対象を限定した広報活動ではなく、広く一般に知らせることも重要であると言えるだろう。

その他、父子家庭の情報入手経路は広報を中心したものであるが、広報以外の情報提供方法を検討し、工夫する必要がある。例えば、地域の企業の人事・庶務課等を通して自治体情報を提供することも考えられる。また、学校や保育所といった子どもが利用する施設による地域子育て支援事業の一貫として、ひとり親家庭に対する情報提供も積極的に行なっていくことも一案であろう。情報提供については、広報等を通じて行っている一回きりの提供ではなく、利用者が必要な時に入手でき、継続的にフォローできるサービスが必要である。例えば、現在財団法人こども未来財団を通じて実施されている「児童関連情報24時間ネットワーク事業」と連携するなど、コンビニエンスストアや地域の生活拠点において気軽に情報を自分の意志で入手できる仕組みを考えることも必要

である。

2. 子ども家庭施策としての取り組み

(1) 総合的・体系的サービスの提供

父子家庭の場合、父親が日中勤務していることもあり、地域との関わりが希薄になりがちである。また、日常の家事等些末なことを「問題視」して行政の相談窓口にコンタクトとることにに対して抵抗を感じていることが多く、行政側からの積極的なアプローチが必要であろう。今後は、行政側が「ひとり親家庭」として父子家庭を対象としてサービスを提供するのではなく、地域に居住する子どもと子育て家庭に対して提供していく「子ども家庭施策」の一貫として、その他の行政サービスと連携し、行政サービスの利用を促進していくことが望ましいと考えられる。

児童福祉法の改正とともに、保育所による地域住民に対する子育て支援機能が強化され、児童家庭支援センター等の新しいサービスが開始される。従来、「保育に欠ける」子どもや「ひとり親」家庭に対して限定的に提供されてきたサービスも、利用者である住民の生活が変化し、ニーズが多様化していく中で、より実際の生活に合致したものに再構築することが求められよう。共働きの家庭も、母親が自宅で子どもの養育に従事する家庭も、父子家庭であっても、子どもの生活に必要なとされる環境は同じであり、それを支援するものが「子ども家庭施策」であるわけで、そのためには総合的・体系的なサービスの提供が可能でなければならないだろう。

また、父親の育児参加、家庭生活・地域生活への参画を促す対象は、すべての子どもの父親であろう。社会全体の「子どもと家庭」に対する支援の共通認識を形成していくことこそ、今まで利用がかんばしくなかった父子家庭施策への関心を呼び起こし、利用者の声を反映したサービスの提供が実現するのではないだろうか。

(2) 地域の実情に応じた柔軟な提供体制の確立

父子家庭に対するニーズ調査は、近年、各自治体の社会福祉協議会等を中心に実施されはじめている。全国一律的に発生するニーズもあるが、もっと地域に目を向けたニーズの把握が必要であることが認識されはじめている。利用者の視点を踏まえ、ニーズに基づく事業提供を実施していくためには、都道府県レベルの事業主体ではなく、市区町村等住民の生活に近いレベルでの柔軟な検討が可能な体系にしていくことも、父子家庭を対象とした事業の利用を高める方法であろう。地方分権の議論が高まっている昨今、父子家庭への施策も大きな視点からの再構築が望まれる。

(3)父と子のウェルビーイングの実現に向けて

従来、ひとり親家庭の施策は、多くの場合、親の意見や選択を基調に実施してきた。しかし、ホームフレンド事業のように子ども自身が直接的なサービスの受け手となる事業等もあり、また子ども自身のウェルビーイングを達成することは、ひいては親、その家庭のウェルビーイングを促進することにつながる。今回は父子会活動が活発で、父子家庭の子ども同士の交流が定期的に持たれている広島市等に協力を得て、子どもと直接話しをすることができた。その内容は学校生活のことや、日常の過ごし方等、雑談的な内容ではあったが、子どもたちにとって最も嫌なことは「父親が家の中で暗い顔をしていること」、「悩んでいること」という意見が聞かれた。今後は、家事援助や経済的補填といった従来型の支援だけでなく、精神的な支えや日常をより豊かにしていくためのサービスメニューを充実していく方向も視野に入れていくことが望まれる。

最後に今回の実態調査に協力いただいた都道府県、政令市、中核市、区市町村の担当者、ならびに社会福祉協議会、父子会の方々に礼をお礼申し上げる。

【表2 子育て相談についての周知と利用意向】

(単位: %)

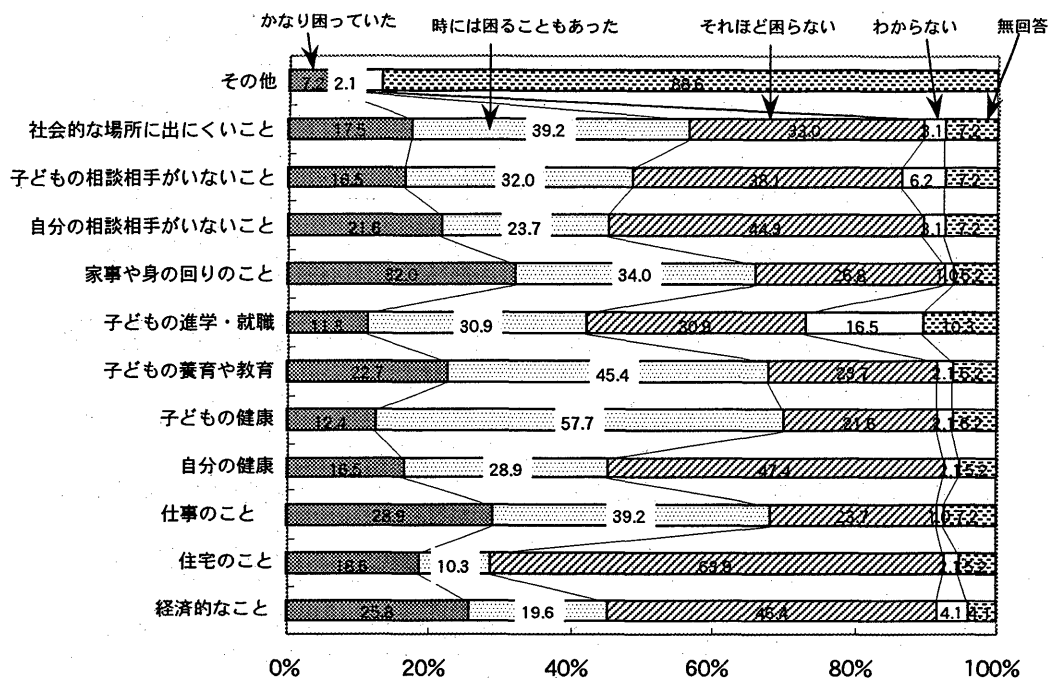
	①子育て相談ができることをご存じですか？				②今後、子育て相談を利用しようと思いますか？		
	1.知らない	2.知っているが利用したことはない	3.利用したことがある	無回答	1.利用する	2.利用するつもりはない	無回答
(1)児童相談所	40.2	47.4	6.2	6.2	19.6	58.8	21.6
(2)家庭児童相談室(福祉事務所)	43.3	36.1	9.3	11.3	22.7	55.7	21.6
(3)保健所・保健センター	61.9	21.6	5.2	11.3	17.5	57.7	24.7
(4)民生委員・児童委員	48.5	35.1	3.1	13.4	11.3	62.9	25.8
(5)児童館	46.4	28.9	11.3	13.4	11.3	61.9	26.8
(6)保育所	44.3	22.7	19.6	13.4	14.4	60.8	24.7
(7)養護施設	59.8	24.7	4.1	11.3	10.3	64.9	24.7
(8)乳児院	60.8	24.7	3.1	11.3	7.2	68.0	24.7
(9)社会福祉協議会(心配ごと相談等)	52.6	29.9	7.2	10.3	22.7	51.5	25.8
(10)教育相談(教育委員会等)	50.5	35.1	2.1	12.4	20.6	55.7	23.7

【表3 父子家庭対象の事業に関する周知】

(単位: %)

	1. 利用したことがある	2. 知っているが利用したことはない	3. 知らなかった	無回答
(1)介護人派遣事業	3.1	24.7	66.0	6.2
(2)ショートステイ事業	1.0	11.3	91.8	8.2
(3)トワイライト事業	0.0	9.3	81.3	9.3
(4)在宅援助事業	0.0	11.3	80.4	8.2
(5)ひとり親相談事業	0.0	14.4	76.3	9.3
(6)貸付金手当等の事業	2.1	15.5	75.3	7.2
(7)医療費助成事業	7.2	17.5	67.0	8.2
(8)遺児手当等	8.2	19.6	64.9	7.2
(9)レクリエーション事業	7.2	11.3	73.2	8.2
(10)ホームフレンド事業	0.0	7.2	84.5	8.2

A. 父子家庭になったばかりの頃



B. 現在の生活

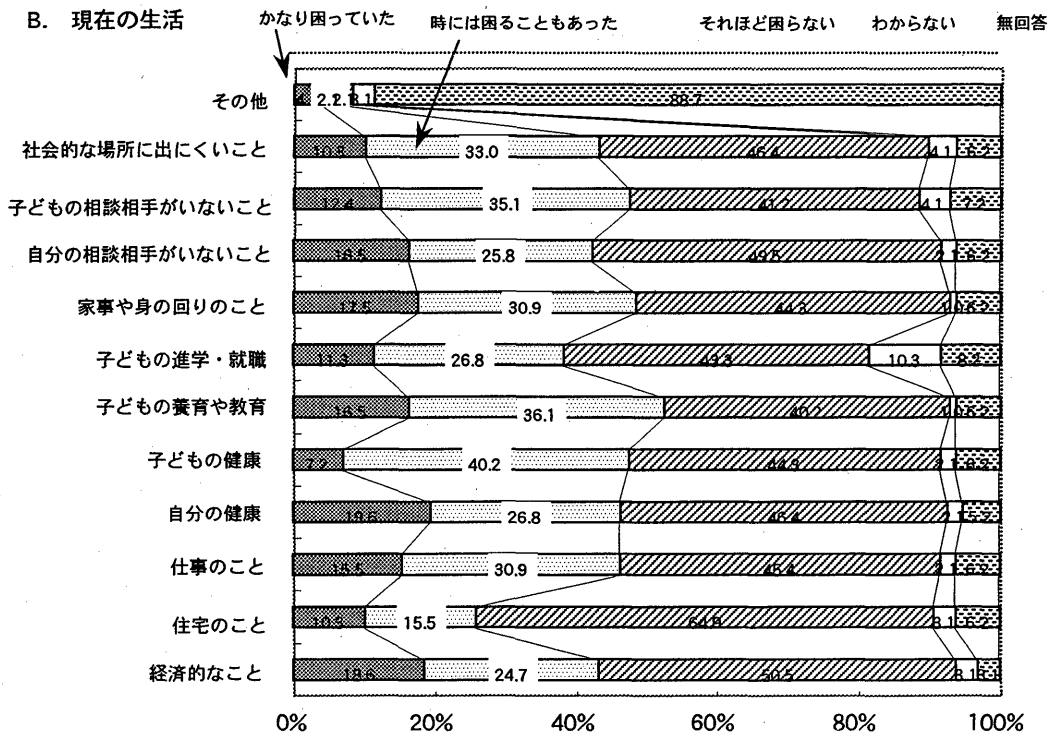


図1 困っている(いた)こと

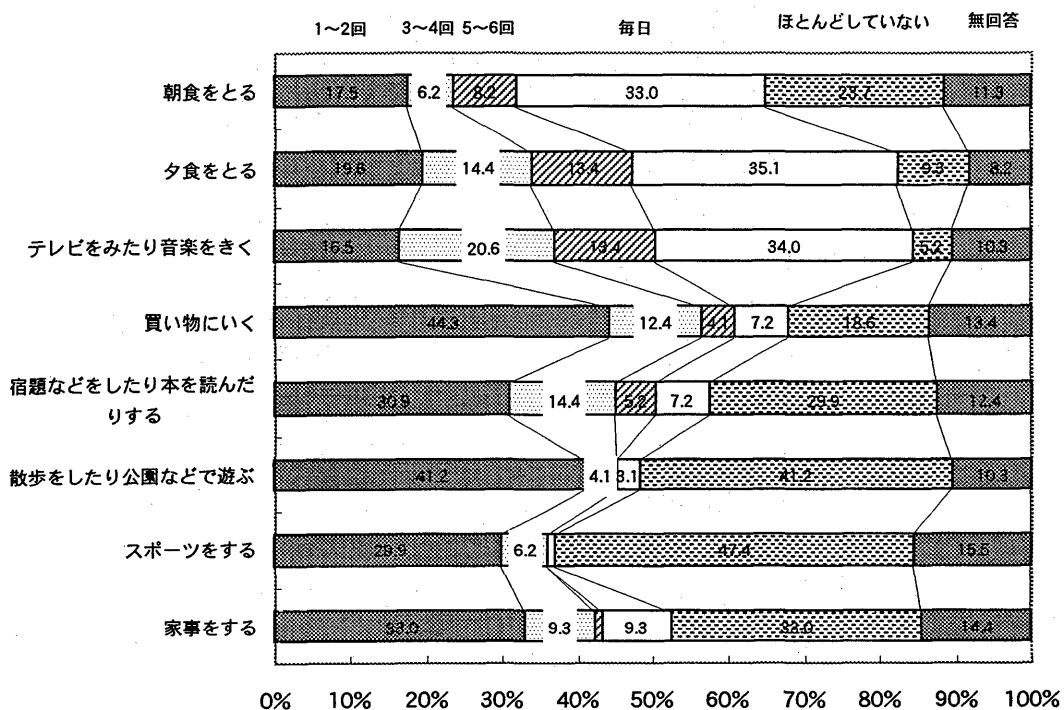


図2 子どもと一緒にすること

父子家庭の生活に関する実態調査

現在、子どもと家庭をめぐる環境の変化に対応して、多くの支援施策の充実が図られております。しかし、父子家庭に対する支援施策については、その取り組みが十分とはいえない状況にあります。今後は父子家庭施策も子どもをめぐる生活の変化という大きな流れの中で捉える必要があります。さらに多くの方々に利用され、真に有効なサービスの在り方を検討する必要があると考えます。本調査は、以上のような問題意識に基づき、すべての家庭と子どものウェルビーイング（権利の保障、自己実現の達成）を実現するために、皆様の暮らしのご様子やお考えをお聞かせ願いたく実施するものです。住民基本台帳より無作為抽出しお送りさせていただきました。

なお、皆様からのご意見・ご回答は、コンピューターにより統計的に分析し処理致しますので、ご協力をいただいた皆様にご迷惑をおかけすることはございません。

年度末を間近に控えたお忙しいところ、ご面倒なお願いでまことに恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき率直なご意見をお聞かせいただけると幸いです。

平成9年3月

日本総合愛育研究所
児童家庭福祉研究部
部長 高橋重宏

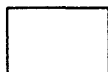
■ご記入にあたってのお願い■

1. 選択肢がある場合は、番号を○で囲んでください。
2. 回答が「その他」にあてはまる場合は、その番号を○で囲み、（ ）内になるべく具体的にその内容をご記入ください。
3. 数字（年齢や時間など）をおうかがいする質問では、枠内に具体的な数字をご記入ください。
4. 質問によっては、回答していただく方が限られる場合がありますので、矢印やことわり書きにご注意ください。
5. ご記入がすみましたら、恐縮ですが同封の返信用封筒に入れて
3月21日（金）までにご投函ください。

調査についてのお問い合わせ、調査票のご記入に際しましての不明な点がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

事務局：日本総合愛育研究所 担当：山本真実、庄司順一
〒106 東京都港区南麻布 5-6-8
電話&FAX：03-3473-8349 または 3473-8340

なお、外国人の方、単身赴任の方などはこの調査に回答する必要はありません。お手数ですが、その場合は下の欄に×をご記入の上、そのまま返信用封筒にて事務局までご返送ください。



まずはじめにあなた（お父さん）ご自身やご家族のことについてうかがいます。

問 1 あなたの年齢は何歳ですか？数字をご記入ください。

		歳
--	--	---

問 2 父子家庭となったのはいつですか？数字をご記入ください。

昭和・平成		年
-------	--	---

問 3 お子さんの性別、年齢、現在の状況についてお答えください。年齢は数字をご記入ください。

	性別	年齢	状況（○はひとつだけ）
一番目のお子さん	1. 男性 2. 女性		1.乳幼児 2.保育園児 3.幼稚園児 4.小学生 5.中学生 6.高校生 7. 専門学校生 8.短大生 9.大学生 10.社会人 11.その他（ ）
二番目のお子さん	1. 男性 2. 女性		1.乳幼児 2.保育園児 3.幼稚園児 4.小学生 5.中学生 6.高校生 7. 専門学校生 8.短大生 9.大学生 10.社会人 11.その他（ ）
三番目のお子さん	1. 男性 2. 女性		1.乳幼児 2.保育園児 3.幼稚園児 4.小学生 5.中学生 6.高校生 7. 専門学校生 8.短大生 9.大学生 10.社会人 11.その他（ ）
四番目のお子さん	1. 男性 2. 女性		1.乳幼児 2.保育園児 3.幼稚園児 4.小学生 5.中学生 6.高校生 7. 専門学校生 8.短大生 9.大学生 10.社会人 11.その他（ ）
五番目のお子さん	1. 男性 2. 女性		1.乳幼児 2.保育園児 3.幼稚園児 4.小学生 5.中学生 6.高校生 7. 専門学校生 8.短大生 9.大学生 10.社会人 11.その他（ ）
六番目のお子さん	1. 男性 2. 女性		1.乳幼児 2.保育園児 3.幼稚園児 4.小学生 5.中学生 6.高校生 7. 専門学校生 8.短大生 9.大学生 10.社会人 11.その他（ ）

問 4 恐縮ですが、あなたの世帯の一カ月の収入（ボーナスを含めた1か月の平均税込収入、生活保護を含む）は次のうちどれにあてはまりますか？該当するものを一つだけ選び○をおつけください。

- | |
|--|
| 1. 15万未満
2. 15～25万未満
3. 25～35万未満
4. 35～45万未満
5. 45～55万未満
6. 55万以上 |
|--|

問5 父子家庭となった理由は何ですか？（一つに○）

1. 死別
2. 離婚
3. 別居
4. 家出、行方不明
5. その他（ ）

問6 あなたのお仕事についてうかがいます。現在、仕事についていますか？（一つに○）

1. 仕事についている (⇒問 6-1 へ)
2. 仕事についていない (⇒問 8 へ)
3. その他 (

問 6-1 「仕事についている」方におききします。どのような形態ですか？（一つに○）

1. 常勤勤務者
2. 個人経営者、自営業主
3. 自由業（個人教授、著述業等）
4. 臨時、日雇、嘱託、パートタイマー、アルバイト
5. その他（ ）

問 6-2 勤務の状況についておうかがいします。あてはまるものすべてに○をおつけください。

1. 平日のみの勤務（月～金）
2. 土曜日も勤務
3. 日曜や祝祭日も勤務
4. 勤務日は不規則
5. 時間が不規則で早朝や夜間、深夜に勤務することがある

問 6-3 父子家庭になってから転職しましたか？（一つに○）

1. 転職した (問 6-3-1 へ)
2. 転職しなかった (⇒問 7 へ)

問 6-3-1 問 6-3 で「1. 転職した」をお選びになった方にお聞きします。その理由はどのようなものですか？主な理由を一つだけお選びください。（一つに○）

1. 収入（給料）が少なかったから
2. 勤務時間が生活と合わず家事などの時間がとれなかったから
3. 勤務先が遠かったから
4. 子どもと過ごす時間を多くとりたかったから

問7 父子家庭となったことで仕事に影響はありましたか？主なもの一つをお選びください。

1. 仕事を休むことが多くなった
2. 遅刻や早退などが多くなった
3. 残業や出張がしにくくなった
4. 会社内の人間関係で気をつかうことが多くなった
5. 特に変わったことはなかった
6. その他（

毎日の生活についてうかがいます。

問8 日常の家事を主にする人はどなたですか？（一つに○）

1. 自分
2. 年長の子ども
3. 親族・親戚の人
4. 家政婦（手伝い）
5. 介護人
6. その他（ ）

問 9 急な外出や病気、仕事の都合等で家事や子どもの面倒が見られなくなった日数は昨年 1 年間に何日程度でしたか？（一つに○）

1. 10 日未満
2. 10～15 日未満
3. 15～30 日未満
4. 30～60 日未満
5. 60～120 日未満
6. 120 日以上

問 10 急な外出や病気、仕事の都合等で家事や子どもの面倒が見られなくなった時に手伝いを頼める人（知人、友人等）はいますか？（一つに○）

1. 決まっていはいないが
2. いつもお願いする人がいる
3. 手伝いを頼む必要はない（頼みたくない）
4. い

問 11 お子さんだけを残して外出することがありますか？（一つに○）

1. よくある
2. たまにある
3. めったにない

問 12 あなたが普段の生活のなかで楽しみにしていることはどのようなことですか？

（すべてに○）

1. 職場の友人とのつきあいや外出
2. 職場以外の友人（地域、学校時代の友人、趣味・サークル等）とのつきあい
3. 親族とのつきあい
3. 子どもとの外出や遊び
4. 趣味の時間（一人ですぐす時間）
5. 家でゆっくりと過ごすこと
6. 特にはない
7. その他（ ）

問 13 父子家庭になってから友人とのつきあい等お父さんの個人的な人間関係に変化はありましたか？（一つに○）

1. 前よりつきあいが緊密になった
2. ほとんど変化はない
3. 以前ほどつきあわなくなった

問 14 父子家庭となったばかりの当時 (A) と現在の生活 (B) において、困ったことや悩みについてお答えください。

A.父子家庭になったばかりの頃

	1. かなり 困っていた	2. 時には困る こともあった	3. それほど 困らなかった	4. わからない
a. 経済的なこと (生活費、借金、ローン等)	1.	2.	3.	4.
b. 住宅のこと	1.	2.	3.	4.
c. 仕事のこと	1.	2.	3.	4.
d. 自分の健康	1.	2.	3.	4.
e. 子どもの健康	1.	2.	3.	4.
f. 子どもの養育や教育	1.	2.	3.	4.
g. 子どもの進学・就職	1.	2.	3.	4.
h. 家事や身の回りのこと	1.	2.	3.	4.
i. 自分の相談相手がいないこと	1.	2.	3.	4.
j. 子どもの相談相手がいないこと	1.	2.	3.	4.
k. 社会的な場所に出にくいこと	1.	2.	3.	4.
l. その他 ()	1.	2.	3.	4.

B.現在の生活

	1. かなり 困っている	2. 時には困る こともある	3. それほど 困らない	4. わからない
a. 経済的なこと (生活費、借金、ローン等)	1.	2.	3.	4.
b. 住宅のこと	1.	2.	3.	4.
c. 仕事のこと	1.	2.	3.	4.
d. 自分の健康	1.	2.	3.	4.
e. 子どもの健康	1.	2.	3.	4.
f. 子どもの養育や教育	1.	2.	3.	4.
g. 子どもの進学・就職	1.	2.	3.	4.
h. 家事や身の回りのこと	1.	2.	3.	4.
i. 自分の相談相手がいないこと	1.	2.	3.	4.
j. 子どもの相談相手がいないこと	1.	2.	3.	4.
k. 社会的な場所に出にくいこと	1.	2.	3.	4.
l. その他 ()	1.	2.	3.	4.

問 15 お子さんのお母さんがいれば助かった（いた方が良かった）、と思われる時はどのような時ですか？あてはまるものすべてを選び○をおつけください。

1. 子どもが病気になったとき
2. 子どもの成長や健康について相談相手がいないとき
3. 地域の集まりや学校での行事などに参加するとき
4. 毎日の食事や身の回りの世話など（買い物、クリーニング等も含む）
5. 急な仕事や冠婚葬祭等が入ったとき
6. 子どもの友人関係や学校生活などで問題が起こったとき
7. 子どもの進学や就職のとき
8. 近所の人等に興味深げに尋ねられたときなど
9. その他（ ）
10. 特にはない

問 16 子育てについて親族（家族）以外に相談する相手はどなたですか？あてはまるものすべてお
 選びになり、○をおつけください。

1. 福祉事務所や区市町村のひとり親家庭福祉の所管課
2. 児童相談所
3. 学校や幼稚園の先生、保育園の保育
4. 民間の相談機関
5. 社会福祉協議会
6. かかりつけの医師
7. 民生委員・児童委員
8. 子育て支援センター、子ども家庭支援センター
9. 児童福祉施設の職員
10. 職場の友人や知人
11. その他（ ）
12. 特に相談するところ、相手はない

問 17 父子家庭同士の交流会や集まりなどを通してつきあいに誘われたら、あなたは参加すると思いますか？（一つに○）

1. 参加すると思う・参加している (⇒ 18へ)
2. 参加しないと思う (⇒ 17-1へ)
3. わからない (⇒ 18へ)

1. 父子家庭の親だけでなく母子家庭を含めたひとり親同士であれば参加したい
2. 父子家庭、母子家庭同士で集まるのは不自然であるので同じ年代の子どもを持つ家庭を対象にした集まりであれば参加したい
3. 地域の他の家庭とつきあいたいとは思わない
4. わからない
5. その他（ ）

	1. 1～2回	2. 3～4回	3. 5～6回	4. 毎日	5. ほとんどしない
a. 朝食をとる	1.	2.	3.	4.	5.
b. 夕食をとる	1.	2.	3.	4.	5.
c. テレビをみたり音楽を聴く	1.	2.	3.	4.	5.
d. 買い物に行く	1.	2.	3.	4.	5.
e. 宿題などをしたり、本を読んだりする	1.	2.	3.	4.	5.
f. 散歩をしたり公園などで遊ぶ	1.	2.	3.	4.	5.
g. スポーツをする	1.	2.	3.	4.	5.
h. 家事をする	1.	2.	3.	4.	5.
i. その他のことでよくすることがあればご記入ください（ ）					

1. 学校での友人関係について
2. 学校での授業や勉強についての悩み
3. 学校の先生について
4. 毎日の食事や家事について
5. 将来の夢や進路などについて
6. 過去のことについて
7. 兄弟姉妹について
8. 近隣での出来事について
9. 芸能関係やスポーツ等の世間的な話題について
10. その他（ ）
11. 子どもとの会話は多くないので特に頻繁に話題になることはない

問 21 子育てに関する相談についてうかがいます。(1)～(10)までについて、①、②それぞれの問いについて該当するものをひとつだけ選び、番号に○をおつけください。

	①子育て相談ができることをご存じですか？			②今後、子育て相談を利用しようと思いますか？	
	1.知らない	2.知っているが利用したことはない	3.利用したことがある	1.利用する	2.利用するつもりはない
(1)児童相談所	1.	2.	3.	1.	2.
(2)家庭児童相談室 (福祉事務所)	1.	2.	3.	1.	2.
(3)保健所・保健センター	1.	2.	3.	1.	2.
(4)民生委員・児童委員	1.	2.	3.	1.	2.
(5)児童館	1.	2.	3.	1.	2.
(6)保育所	1.	2.	3.	1.	2.
(7)養護施設	1.	2.	3.	1.	2.
(8)乳児院	1.	2.	3.	1.	2.
(9)社会福祉協議会 (心配ごと相談等)	1.	2.	3.	1.	2.
(10)教育相談（教育委員会等）	1.	2.	3.	1.	2.

問 22 父子家庭を対象としている事業についておうかがいします。それぞれの項目について当てはまるものを一つずつ選び番号に○をおつけください。

	1. 利用したことがある	2. 知っているが利用したことはない	3. 知らなかった
(1)介護人派遣事業	1.	2.	3.
(2)ショートステイ事業	1.	2.	3.
(3)トワイライト事業	1.	2.	3.
(4)在宅援助事業	1.	2.	3.
(5)ひとり親相談事業	1.	2.	3.
(6)貸付金手当等の事業	1.	2.	3.
(7)医療費助成事業	1.	2.	3.
(8)遺児手当等	1.	2.	3.
(9)レクリエーション事業	1.	2.	3.
(10)ホームフレンド事業	1.	2.	3.

問 23 ホームフレンド事業とは、父子家庭の子どもの悩みの相談や話し相手として大学生等気軽に話し相手となれる人を家庭に派遣し、学習指導や簡単な家事指導を行う事業です。もし、この事業が今お住まいの市町村で利用することができるとしたら、利用したいと思われますか？（一つに○）

1. 必要ないと思うので利用しない
2. 子どもにその気があれば是非利用してみたい
3. 利用してみたいが、よくわからない
4. どちらでもない
5. 利用したくない
6. その他（ ）

問 24 国や自治体が行っている事業の案内や情報などはどのようにして入手なさっていますか？
(すべてに○)

1. 広報などのお知らせ
2. 保健所、図書館、公民館等公的施設などの催しや掲示板
3. 学校の先生や保育園の保母など
4. 近所の知人から
5. 役所の窓口への問い合わせ
6. ほとんど情報は入らない
7. その他（ ）

問 25 身近な場所で国や自治体が行っている事業の案内や情報等を入手するところや、区市町村の実施事業の申込などについて相談できる窓口などがあったら良いと思われる場所はどのようなところですか？（すべてに○）

1. 学校
2. 保健所
3. 区（市）役所・出張所
4. 公民館
5. 児童館
6. その他（ ）

問 26 毎日の生活のなかで困った時に頼りになるのは誰（どこ）ですか？最も頼りになると思われるものを一つだけ選び○をおつけください。（一つに○）

1. 自治体の窓口
2. 福祉事務所
3. 子どもが利用している保育所、幼稚園、学校の職員
4. 自分の兄弟、親等の身内
5. 子ども
6. 近所の人
7. 職場の友人、上司
8. 社会福祉協議会
9. その他（ ）

問 25 父子家庭の施策について国や市町村に望むことはどのようなことですか？以下の中から最も優先してほしいものをひとつだけお選びください。（一つに○）

1. 経済的な支援
2. 親の精神的負担に対する支援
3. 子どもの精神的負担や悩みなどに対する支援
4. 家事等日常生活に関する支援
5. 公営住宅の優先入居等住居に関する支援
6. 利用可能な事業の案内等福祉制度の広報・PR

毎日の生活でお困りのことや行政に対するご意見などがございましたらご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました